

令和元年度第2回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進研究会会議録

確認・検討事項	(1) 第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画のイメージについて (2) 成年後見制度に関するアンケート項目検討（計画本体における調査） (3) 成年後見制度に関する実態把握調査票アンケートの対象者及び項目検討（関係団体調査） (4) 本市の中核機関設置に関する検討状況について
開催日	令和元年9月12日（木） 18:30～20:00
会場	茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 E会議室
出席者氏名	構成員 内嶋順一 構成員 尾上美子 構成員 小野田潤 構成員 三谷智百合 構成員 仁木淳 構成員 柴田勝一 構成員 横山洋一 構成員 糸智仁 構成員 大木教久 （関係機関） 茅ヶ崎市社会福祉協議会 茅ヶ崎市高齢福祉介護課、障害福祉課
会議資料	資料1 第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画のイメージについて 資料1-1 第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画におけるイラスト別案 資料2 成年後見制度に関するアンケート項目（計画本体における調査） 資料2-1 成年後見制度に関するアンケート項目（計画本体における調査） 資料3 成年後見制度に関する実態把握調査票アンケートにおける調査対象者一覧 資料3-1 成年後見制度に関する実態把握調査票アンケート 資料4 茅ヶ崎市中核機関の5つの機能検討結果 資料5 ご意見シート 資料6 ご意見シート取りまとめ一覧
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	2人

各議題に対する意見

○議題(1) 第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画のイメージについて(資料1、資料1-1)

- ・資料1 「第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画のイメージについて」、事務局より説明があつ

た。

- ・資料１－１「第１期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画におけるイラスト別案」について、事務局より説明があった。

○福祉政策課 皆様からいろいろなご意見をいただきたい。

○仁木 この計画は当然、市民の方をターゲットと想定していると思うが、庁内の関連する課もあると思うが、そういったところも意識はされているのか。

○福祉政策課 行政としては、仕事のあり方のバイブルでありつつ、市民の皆様にも読んでいただきたいので、わかりやすさと両立したい。障害福祉課、高齢福祉課、その他の部署も計画の中に入ることをイメージしている。

○内嶋 将来の企画書的な性格もあるとすると、あまりやわらかくしてしまうと影響力がないので、多少は仕方がない。

○福祉政策課 計画本体のほかにわかりやすい概要版はつくることをイメージしている。

○福祉政策課 庁内では、関係課と打ち合わせ機会を設け、担当職員と計画の内容について調整する予定でいる。そのほか、連絡調整会議という関係課の課長級を集めた会議があり、その中では、骨子の部分について伝えた上でスタートすることになっている。

庁内連携という話であれば、庁内で説明会等を開くこともできる。その中で先生方にもご協力いただきながら、庁内での後見類型等の対応も職員一人一人に周知を図っていききたい。皆様に庁内での職員の育成についてもご意見等をいただき、またご協力もいただきたい。

○議題(2) 成年後見制度に関するアンケート項目検討(計画本体における調査)(資料2、資料2－1)

○議題(3) 成年後見制度に関する実態把握調査票アンケート対象者及び項目検討(関係団体調査)(資料3、資料3－1)

- ・資料２「成年後見制度に関するアンケート項目（計画本体における調査）」について、事務局より説明があった。
- ・資料２－１「(新) 成年後見制度に関するアンケート項目（計画本体における調査）」について、事務局より説明があった。
- ・資料３「成年後見制度に関する実態把握調査票アンケートにおける調査対象者一覧」について、事務局より説明があった。
- ・資料３－１「成年後見制度に関する実態把握調査票アンケート」について、事務局より説明があった。

○福祉政策課 今、市民アンケートの作成をやらせていただいている。資料２－１「成年後見制度について」、問２２－２を中心に皆様のご意見いただきたい。

まず、問２２に「あなたの隣近所に、判断能力が十分でないと感じる人はいますか。」の問いに「いる」と答えた方は２２－２に行き、「それはどのような人ですか。」と伺う欄になっている。資料２の段階では、「認知症の方」「精神障害の方」「知的障害の方」「高齢で身寄りがいない方」と記載していたが、認知症の方と決めつけはできないのではないかというご意見もいただいたため、「疑われる方」という書き方になっている。

「発達障害を疑われる方」を入れたほうがいいのではないかというご意見もある中で、一般市民の方を対象にするので、発達障害や精神障害、知的障害というものの区別がつくのか、障害をお持ちなのではないかというニュアンスの落とし方がいいか、というさじ加減の部分先生方にご意見いただいて固めていきたい。

○内嶋 問２－１を見て一番気になっていたが、これは市民向けで事業者みたいに専門知識のある方ではない。

○福祉政策課 制度自体もわからない方については、「いない」で丸をつけてしまうが、何か心配だと思う人は丸をつけていただいて問２２－２に進む。

○内嶋 入りは面白いと思ったが、カテゴライズするような次の質問というのは意味があるのか。それよりも、多分判断能力が十分ではないと感じた何か原因があるはずである。例えばゴミ屋敷、例えば徘徊している、例えば虐待といったところ。質問を具体化するのはかなり大変かもしれないが、そちらのほうが意味がある。要するに、一般市民は何をもって近隣の判断能力について関心を抱くのかという実態がわかる。そうすると、例えばサルベージするときなども、「こういう問題が起こっていないか」と投げたときに、「ある、ある」という形になると、たどり着くのは「判断能力に問題を抱えている方」とできるかもしれない。

せっかく問２２をつくったのであれば、市民の方が引っかかるところのもう一段深層に入るほうがいい。このカテゴライズはまず無理だと思う。これがわかっているのであれば、それぞれの課にすぐ専門的な相談をされていると思う。

○糸 用語の誤りがある。問３１の７「超高齢化社会を迎えるにあたり」と書いてある。高齢化社会、高齢社会、超高齢社会という定義なので、「化」は要らない。

もう一つ、問２４はいいが、問３５の専門家の冒頭に、問２４で法律の専門家（弁護士・司法書士・行政書士等）、問３５のところに社会福祉士が入っているので、この表記をどうするのか。

○福祉政策課 括弧書きの前に何とかの専門家と表現するということか。

○糸 後見人の専門家、法律の専門家とするとよいかと。

税理士なども参入するので、この狙いは、いわゆる専門職後見人のことを指しているかと思う。

○福祉政策課 ここのまとめ方も悩んだが、士業のほうがよいと考えた。

○内嶋 士業という言葉がなじむかどうか。我々は日常用語として士業、士業と使うが。

○糸 士業となると、税理士と精神保健福祉士も入っているはずである。

○福祉政策課 「後見制度の専門家」として、括弧書きで３つをいれるのはどうか。

○糸 わかりやすい。

○福祉政策課 制度の専門家（例えば～）というところ。

○仁木 基本的な調査の組み方が必要ではないか。例えば、問３０の「市や」等の「～や」というのは、基本的に問をつくる段階ではしてはいけない。例えば、「市や市社会福祉協議会のイベント」とすると、市ではなく市社協だけの人もいれば、市と市社協の両方の人もいる。「など」というのも本当はいけない。

最初のところも、人を聞きたいのか場所を聞きたいのか。意図がはっきりしないと出てきた答えがおそらく正確ではない。

○福祉政策課 確かに、場所と媒体と人が混在しているので、提供先と媒体を選べるような設問にできるといいかと。

○仁木 こちらで何を求めているかという形で回答をつくっていかないと曖昧で、何を欲しているかは分からない。

○糸 例えば「イベント」として、括弧の中に市や社会福祉協議会、地域包括支援センターとして、そこを両方に丸してもらっているのであればいいと思う。おそらく普通のアンケートは、広報紙、パンフレットをどこでもらったかを聞きたい。そういう組み方もいいのではないか。

○福祉政策課 そういう二次元な組み方に直したい。

- 福祉政策課** 後見制度のアンケート調査の中では、他の個別計画では幾つか聞いたが、まとまった調査は初めてなので、ここで一旦調査させていただいた後、また必要に応じて次の調査のときに、さらに深掘りするようなところを皆さんからご意見いただき、調査の内容を検証すべき調査内容に変えて、最終的に経年ですべていけるものになったらいいかと思っている。
- 仁木** もったいない。調査するのであれば、きちんと調査の項目の組み方、作り方の基本、例えばハロー効果なりダブルバーレルとかも含め、そういうものを学んだ上でつくったほうが。
- 福祉政策課** 専門の委託業者が入っているので、そこにも意見を求めながら、今の指摘のところを整理していく設問にしていきたい。
- 尾上** さっきの間22の「判断能力が十分ではないと感じる人はいますか。」でもそうであるが、「感じる人はいますか」で「ある」ということは、何らかのイメージがその人の中にあると思う。それは何でそう感じているかを聞けるのではないか。そこでイメージが湧いている特定の人がいると思うので、「何でそう感じていますか」と書けないことはないのではないか。
- 福祉政策課** ごみ屋敷だった、徘徊しているというようなことであるか。
- 尾上** 詐欺被害に遭っているなど、そういう項目が幾つかあった上で「その他」で対応する。具体的なイメージがあると答えさせることはあると思う。
- 知的障害は書きづらい。
- 小野田** 知的障害、精神障害は区別がつかないかと思う。
- 尾上** 判断能力は、知的障害の人が近隣にいたとして、「十分でないと感じる」と書けるのか。
- 内嶋** 少しミスリードになってしまう。変な差別を生む可能性がある。
- 柴田** 目に見えないというのが一番であろう。例文があるとわかりやすいと思う。何かこういうきっかけのところがあれば。ただ、そこにもとられてしまうかという思いが大方あるかもしれない。
- 尾上** 回答欄に書かずに自由に書いてもらった方がよいか。
- 柴田** 本当に感じたままのほうがよいが、市民の方で書くと逆に書きづらい恐れがある。例として記載したほうがよいかと。
- 福祉政策課** その他のところで、自由記載を設けてもよいと思われる。拾いきれない恐れがあるため、丸できるところはなるべく項目でつくり、それ以外のところで、もしかしたら書いてくれる人がいるかもしれない。
- 最後の地域福祉に何か考えがあるかという質問を以前までは自由記述にしていたが、選択をたくさん増やしてなるべく答えてもらうようにした。
- 尾上** チェックは楽だが、書くのは難しい。
- 福祉政策課** 回答率が下がる傾向がある。
- 福祉政策課** 事業所アンケートのほうもいかがか。
- 問1については、「ある」、「ない」や「知っている」、「知らない」が混在しているので、今後2パターンに分けようかと思っている。あるかないかを聞いた上で、「知っている」、「知らない」というように2段階にしていく。
- 福祉政策課** 今いただいているご意見で、2の調査事項、3ページの例えば問1の1行目で、「要支援者といいます」という言葉に関して、要支援の区分と少し混乱してしまうため、要支援者ではなく「支援対象者」に変えたほうがいいのではないか。加えて、5ページの間6-3で「どのような金銭管理の支援が行われていましたか」というところについて、日常的な金銭管理もあれば財産管理まで幅があるので、そこを両方載せたほうがよいのではないか。また、サービスの利用契約、利用計画の確認等、身上監護に関することを書いてもよいのではないかというご意見も伺っている。

○福祉政策課 ご意見シートに記載していただいている問6-3のところで、財産管理、日常的な金銭管理から預貯金、財産管理まで幅があるというお話をいただいているが、財産管理を6-3の選択肢のところで入れる際に、どういった表現がいいか。あまりイメージが湧かない。

6-3の項目であると全て日常的な金銭管理に当てはまってしまう。この中に財産管理についても組み込んでいくようなイメージになるというご意見かと思うがいかがか。

○小野田 財産管理は、成年後見制度の支援内容として書くのであれば、入れるほうがいいのかと思った。成年後見制度は財産管理だけではないので、身上監護的な質問内容を入れ、サービスの契約とか計画に関することも別に入れたほうがいいのかと思って書かせていただいた。

日常的な金銭管理をイメージして、実際にケースとしてかかわっている中ではそういう場合のほうが多いかと思うので、財産管理でなくてもいいかと思った。

○糸 ケース検討のときに、後見前の時点でどういう状態の金銭管理をしていたか。その結果、後見の利用が必要、必要ではないということを聞きたいのだと思っている。本当は使わなくてはいけませんが、そうではないことをどのぐらい今やっているかということを聞きたいのであろう。現象としてそこを聞きたいのか。

○福祉政策課 今回、中核機関を置く以降はケースワークで、後見制度につながる手前の状況は、まさにどんな状態であって、それを現場の人たちは、「既にもうこんな事象は起きている」というものがどのぐらいあるかで、中核機関のケースワークや各機関への連携周知の仕方も変わってくる。

○糸 ここで、例えば、それで金銭管理してしまっているといった状況になっているのに、準備、検討している人が少ないとなると、これはまずいというアンケートをとるだけであらう。

○内嶋 もし糸さんがおっしゃるようなご趣旨ということになると、それでいいと思っているのか、こういうことをしていて不都合は生じないかということ、不都合が生じるという答えが返ってくる場合が多い。それから、どう使っていいかわからない。つまり、危ないからミニマムの使い方しかしない。本来はマックスやミディウムがあってもいいはずである。

そういう問題意識を持たせるためには、「こういうことでお困りのことはないか」、お困りがなくなったら、「これはかなりまずい」と、そこに啓発活動をやっていかなければいけないわけであらう。

後見制度の利用促進はそこだと思う。まずは人権擁護というものをに入れていくことになると思う。そうすると問3-7につながっていく。

○福祉政策課 もう一回設問をその視点で練らせていただく。

○糸 問7-2で、「必要だと思うがどうしたらいいかわからなかった」というより、「制度の利用の仕方がわからない」「相談をどこに持っていくかわからない」という言い方をした方が良い。ただ「わからない」だと、何に対してわからないかよくわからない。

○福祉政策課 そうなってくると、場合によっては「わからない」「わかる」という整理ができる。

○仁木 回答する側として考えて、1年間というのは正確ではなくなると思う。もともとこういうものを把握して、市に上げているわけではないので。1カ月や今現在などにしたほうが、より正確なものがわかるだろうということで意見した。

○福祉政策課 基本は今調整中である。

○仁木 もともと何かやっていて、それを足せばいいというものであればもちろん違うが、こういう細かいものであると。

○福祉政策課 「現在」のほうがいいのか。

○仁木 実態としては、扱っているということであれば、この1カ月間でという形にしてしまったほうが、回答は正確なものが出てくる。

○内嶋 正確性を見るか、ある程度概算でいくかである。「1年ぐらい、たしか1人か2人いたよね」というレベルの想起というのは幾らでもある。現在とするとそれが落ちていくので。そういうものが今はないが、過去1年はあったといった回答しているのを見たことがあるので。

私もやったことがあるが、全然まとまらない。次から次へと意見が出てきて、もう「これでやる」となったことがある。恐らくどこかで決めてやるしかない。

○福祉政策課 現場にご負担をかけるのは本意ではないので、仁木さんの方向性だと思う。

○内嶋 回答をやりやすくしたほうがいい。

○福祉政策課 今いただいたご意見も踏まえ、福祉政策課で検討して、結果を皆様にご報告させていただこうと思う。

○議題(4) 本市の中核機関設置に関する検討状況について(資料4)

・資料4、茅ヶ崎市中核機関の5つの機能検討結果について、事務局より説明があった。

○福祉政策課 こちらの資料で検討している。まずは大まかに出したところと、中核機関が始まった1年目、3年目、5年目、どう仕事が増えていくかを書いている。

まず、①の広報機能で、一般的な広報紙やチラシなどは作成し、関係機関に出向いて説明させていただく。制度の説明だけではなく、こんなときはご連絡いただきたいや、実際に今どんなケースをお持ちかなど、双方向のやりとりをしていくイメージになる。各機関や連絡会などに顔を出させていただこうと思っている。

次は、市民向けの講演会や出前ミニ講座、ネットワーク勉強会などもある。勉強会の形もいろいろ変わっていくとは思っている。

次が、②の相談機能。中核機関として、市民向けの相談対応、地域包括支援センターや福祉相談室、相談支援事業所、その他窓口等でも成年後見の相談はされているので、そこが強化されたり、役割分担されていくところを一緒にどう描いていくかということになる。

次の中核機関内のケースマネジメントとして、ケースの進行管理をする。専門士業の先生に来ていただき、ケースマネジメントのところにご参加いただく形になる。そのときにケースの進行管理のところでご相談させていただくこともあれば、場合によっては、関わる機関にも来てもらい、一緒にケース会のように会議を行うこともあれば、後で出てくるマッチングもさせていただくなど、ここが多くのところの中心になるイメージになる。

続いて③の利用促進は、市民後見人の受任した後の支援や市社協の法人後見、中核機関と各相談機関での申立て支援、候補者の推薦の調整、マッチングなどがある。市長申立ても、中核機関の運用が始まればケースの掘り起こしによって増えるかと思っている。

④の後見人支援機能は、親族後見人への支援があるが、市内全部の親族後見人の情報をキャッチできるわけではないため、実際に申立てのときにかかわったところでの親族後見人への支援を既にSネットがされているので、同様に行うイメージになる。市民後見人への支援もあるが、後見人選任等のチーム会議の実施で、ここのチーム会議のところも、今年度既にSネットの一部福祉政策課も含めて、ケース会議をさせていただいたりもしている。実例もあるので、そこが徐々に増えていき、関係機関からしても、こういう権利擁護の事例で、中核機関が呼びかけ人になってケース会議をするのが一般的という流れになっていけばよいと思う。

不正防止効果は、どんなイメージか少し困っているところがあるが、実際にご相談いただく中で、それはよくないということに関して、現時点では、「それはよくない」とお伝えするという意味合い。ご

意見シートでいただいているところと言えば、後見人と被後見人の関係性がうまくいかないときなど、これまでの相談事例などでもそういった対応がケース会議の中でもあるので、実働で対応していこうと思っている。

全体的な関係機関への周知や研修などはするが、関係機関からご相談いただき、出て行って、一緒に意見を出し合いながら動いたほうが関係機関にご理解いただくのは早いだろうと思ってはいる。今は最大限で、やれることをここに載せた。

加えて、医療機関との連携がこのシートでは書き切れていないところがあるが、基本的には医療機関も関係機関と同列に、周知連携させていただき、保健所には顔を出させていただいて、そこでも了承いただき、個別の病院にも伺うイメージである。今の福祉相談室でもそうであるが、周知しに行くと、その後、すぐにケースのご紹介などいただけるので、そこをいかに素早く一緒に動けるかなのかとは思っている。

法人後見は、支援はどうやっていくのかが、実働のところ、どんなものなのだろうかという迷いやイメージが湧かないところがあり、アドバイスをいただければと思う。

皆さん、どの角度でも、中核機関はこうあったらいい、ここはどう考えているなど、ご意見をいただきたいと思うので、よろしくお願いします。

○内嶋 横浜家裁と協議をする場で、最近少し家裁の利用促進基本計画に関する姿勢が変わってきている。かなり前のめりである。ここに来てアクセルを踏み込んだなど。

1つ気にしていたのが、中核機関のマッチング機能である。最初の段階でその辺りをうまく調整できる人を求めている。深く突っ込んだマッチングをやってほしいといった期待はものすごく高い。

もう一つが、市民後見人を養成している自治体に対する期待である。もっと市民後見人を活用していないのかと言っている。家裁が市民後見人をかなり認知した。それで、彼らをもっと活用できないのかと。

これは今まで無報酬や、それに近いような事案は各推薦母体団体に振っていたが、ほぼどこも飽和状態である。

今、市民後見人は事案のハードルをすごく上げている。こういう事案だったらできるだろうと簡単なものをマッチングしている状況で、そのミスマッチングがある。

この表でいうと、1、2は当然、3の中核機関での申立ての支援から以下、各機関で申立て支援、候補者の推薦の調整も相当深くやることを考えないといけない。例えば、各士業に依頼する場合でも、ある程度顔が見えるスクリーニングをする、恐らく各先生方みんなやっているはずである。それを制度的にやったらどうかという話になるところがあるか。そこまでの話である。

○福祉政策課 基礎自治体の中で中核機関が設置されるので、そういう意味では、相談支援機能や福祉の制度とのかなり密な連携が図られる。相談担当とは、ケースワークも含めてかなり綿密にやっていかないとはいけなくなる。そうなったとき、アセスメントを含めて、世帯を調査をした上で、マッチングが図られるという意味では、精度が上がることにつながると思っている。

それと同時に、現場で起こっていることなので、ミスマッチではないが、互いの関係性があまりよくないというのが少し出てきたりしているので、そうなったときの中核機関の機能として、士業の先生方にもいろいろご意見を聞きながら、どう立ち回っていくかが恐らくたくさん出てくるだろうというのは、今の事例を幾つか見ている中でも想定はされるところである。

○内嶋 マッチングのやり方としては、事例の分析をどんどん進めて明らかにして、後見人の候補を決めていくという方法もある。大体そういう事例は緊急性がある、それで見えていないということがある。そうすると、ある程度候補者を知っておく必要がある。

例えば、社協の法人後見でもそうで、何でも受け入れられるはずである。そういう想定で例えば社協の法人後見は設定されている。報酬や地域性、密な身上保護ということを考えると、市民後見人のほうがいいという話になることもある。そのあたりの担い手を、茅ヶ崎という地域でどう抱えている候補者を確保していくのかも、実は中核機関に求められるところかもしれない。

○**福祉政策課** 三谷さん、現場を抱えていていかがか。

○**三谷** 私たちもなかなか選べない。やはり候補者が、士業や社協にお願いしたりする中で、出て来ないというのがまず一つの山だと思う。こちらがその方をマッチングしてみましようといって会わせてみたが、実際やってみたらちょっと違っていたとかというのは出てくる。その時点でまた次を考えていかなければいけないというのであろうか。

茅ヶ崎らしい後見ができる人がいれば、問題なく選べればいいと思うが、そこが今はちょっと苦しいところである。

○**内嶋** そのあたりの課題も、中核機関になった場合には公にすべきだと思う。こんなに大変だと。茅ヶ崎版のマッチングのこれからの課題という出し方をしていただいたために、中核機関をもし担われるのであれば、それをどうするのか。

○**糸** 地域連携ネットワークがどこかに吹っ飛んでいる気がする。要は地域連携ネットワークの中で、1人の被後見人に対してチーム後見という話が出ている。そうなると、マッチングだけに頼るのは難しく、そのチーム構成をどうするかを考えながら動くということをしていけば、おそらくマッチングの進み具合全てに負担が行くはずはない。地域連携ネットワークをもう少しきちんと組み上げるところから、入れていかないと、いきなり中核機関に行っているの、今そこが抜けているので話が少し苦しくなってくる。

○**福祉政策課** 地域連携ネットワークについては、茅ヶ崎市は相談支援の本丸に据えてしばらく進めてきていて、ここから先もそこはしっかりやっという事で、機関連携も含めて今担当のほうがいちいちと営業に行っている。そこが少しずつ機能していったときに、できればチームで、今、糸さんがおっしゃられたところも視野に入れて対応ができるようになったらいい。

○**糸** 家裁がやっていた後見人の選任のところは、そういう部分がおそらく抜け落ちている。後見人がそれを自分で組めという体制になっている。職業後見人だから、あなたがカンファレンスを開いて周りを築きなさいと言われていたのを、そうではなく行政も絡めてやろうということになっているのだと理解するとわかりやすい。

○**内嶋** とにかく茅ヶ崎は、今、糸さんがおっしゃったように、後見人に全部負わせるのではなく、支えるからと言ってくださいというようなチャンネルをつくれるような状態にしたほうがいい。どの市区町村も似たような話はしている。

○**横山** 今回、地域福祉計画フレームの中に利用促進計画も入ってきてというのもポイントだと思うので、最前線でいろいろと相談を受けられているというところでは、包括、支援事業者、ケアマネなど、そのアセスメントの中で後見が必要だということで、そこをどうチームをつくっていくかというところの流れだと思う。その部分で社協の地域福祉フレームという中に入るのと、後見フレームに入っていくというところがおそらくある。

○**福祉政策課** 今の話の中で、今までそれが、チームで対応しにくかったのは、主たる役割を担う人がいなかったからだったのか。

○**糸** 主たる役割を担うのは、個々の後見人が自分で組むしかなかったから。家裁に相談しても、それは教えてくれない。

○**三谷** それは本来違う。やはり後見人が組むものではなく、そこにあるものを使っていき、障害者だっ

たら障害者の相談支援事業所、高齢者だとケアマネがいる中で、そこからまたつながっていく。その人たちが関係しているところとつなげていくのが、中心となるのが、あくまでも後見人はその一人であって、中心というのではないと思う。

○内嶋 ケース・バイ・ケースだと思う。お金のことは後見人が握っているの、財布というのはかなり大きい。

加えて、法的な権限を持っているのは後見人ではあるので、どうしても最後は後見人のところに来ることが多い。後見人としては、「細かいところはわからないのでよろしく願います」というのがうまいやり方だと思う。

ネットワークを組んでくれる人だったら、後見人個人の資質だけに頼らず、周りで支えようというので十分いけると思う。

当然チーム支援というかネットワークを組んでやるというのも、これだけ制度や何かと複雑に絡んでしまっていると、後見人一人がそれをチェンジするのは無理なので、複数人での対応になってくる。そのときのチームを組むという最低限の資質が後見人には必要であろう。何と言っても財布を握っているから、後見人が財布を開けなければ物事が始まらないということは結構ある。

○福祉政策課 チーム支援がうまくいくかにおいて、私は関係機関の連携と思っていたが、関係機関と後見人がいかにつながるか。

○内嶋 もちろん関係機関の連携も必要だと思う。現状で十分とはとても思えないが、それを意識的に、かつてうまくいった例を取り上げてモデルをつくっていったりということで意識的な教育はしている。

○福祉政策課 市の関係課もそういうところには主体別にチームがあるわけだから、そこは市としても一枚岩になってやっていかないといけないかもしれない。

○内嶋 それはそうである。担当ごとに違うことを言われたときは本当に困る。

○福祉政策課 チーム支援を意識するというか。茅ヶ崎市はやっていくのだということで機関の皆さんにご理解をいただき、事例をつくっていくということをしないといけなくなる。それは庁内でも少しイメージをつくって、同じような取り組みをしていくことが必要かもしれない。

みんなが意識を持って対応するとよいか。

○小野田 今関わっているケースの安定したケースをどうしていくかや、リレー方式など、そういう市民後見人の方も育成していく中で安定したケースを担当し、あいた中に新たなケースを受けるといった仕組みづくりも必要であろう。

そういった調整を中核機関が担っていくという形になるかと思う。計画相談も、茅ヶ崎市でも18人しかいない中でどうしていこうかとおそらく悩んでいると思うが、私も同じ状況で、相談員のケースをあけてどうしていこうかといったそういう土業の中での区分もあろう。中核機関と連携してやっていく、誰がどう受けられるのかといったマッチングをできるのは、少し先の話かもしれないが、その準備として何ができるかが今必要ではないかと思う。

○福祉政策課 関係機関の連携に関して誰かが旗振れば、集められはする。

○仁木 こういう議論をアンケートに落とし込めばいいと思う。せっかくこういう議論が出たのであれば、それをアンケートに落とし込むべきである。せっかくこれだけの事業所に聞くわけであるから。

○尾上 人材は絶対に足りないと思う。市民後見人を見ていても、そんなに増える勢いはない。私の感じでは、福祉関係で働いている方が1人1件でも受けてもらえれば、大分違う。私は自営で働いているから自分で勝手に自由にやっている。勤務の人はわからないが、本当にケアマネ等でも一緒に動いてもらいたい。

今、財産がある人に関して主に支援信託預金などさまざまな策で、そういうもので選任されるため、

士業だけだと、もう飽和状態である。今のスケジュールでまたそういうマッチング等どうするかといったときに、受けたいけれども受けられない。それで、その一件一件も、自分が動かなければいけないものが多く、例えば、「後見人がやるのが当たり前でしょう」みたいなことを言われる場合もある。会いに行くのはもちろんであるが、例えば頻回でお金を届けなければいけないことも、週一で届けるのも全部本人が会いに行きたくてほしいと言われてしまうと、やはり1人で受けられる件数には限界があるので、そういうことに対してのチームというか理解がほしい。施設によっては、夜中だろうと何だろうと、通院なども全部後見人が行きたいという施設がある。私たちが通院で半日つぶれてしまうと、それで5人、10人でできなくなってしまうので、そういうものはやはり理解がほしい。チームで支える中で、必ずしも後見人がやれることと、ほかの難しい問題に充てられる時間ができるわけであるから、そこをうまく活用していただくためにも、先ほど言った安定した案件を市民後見人と代わるにすれば、今、市民後見人自体も人数不足なので、もう少し他の士業や福祉関係の方にもお願いしたい。

○小野田 今の話で、社会福祉法人も改正で、社会福祉法人を含む地域貢献を行うということの中に、そういった法人後見の選択肢がないのかと思った。そういう福祉経験や介護経験などにかかわってきている事業所としてはすごく信頼感のある人たちが、後見人の機能を持って、それは自法人の利益相反のことは問題としてあるが、そうではなく、法人後見団体をつくるみたいなのところに支援できれば、先の話かもしれないが、多様な住民団体が広がっていくのではないかと考えた。そういったところも少し視野に入れて、できることは何かを入れていけばいいかと思う。

○福祉政策課 事務局に伝えることがあれば、また後日、電話やメール等いただければと思う。

次回、また今回のようなご意見シートを、どんな内容を伺うというものも含めて第3回の前にはお送りするので、よろしくお願いします。

最後に、その他について事務局より説明する。

○その他

○福祉政策課 市民アンケートであるが、委員会が9月25日にあり、そちらにお示しさせていただく。そちらでの内容を踏まえ、第3回の研究会では、すでにアンケートをとり始めているかと思うが、その途中経過をお示しできればと思っている。

中核機関の事業所のアンケートも、いろいろご意見をいただいたので、同じタイミングと思っているが、これは市で持っているもので業者に委託しているものでもないで、もう少し内容を詰めてやっていきたい。

計画の内容であるが、市として考えている中では、計画の骨子を年度末には固めていきたい。来年度には計画の中身を詰めていきたいので、今後ともご協力いただきたい。

今後、会を進めていくに当たり、事前にメールでご意見シートの提出を依頼することがあるかと思うが、ご了承いただきたい。

また、今回も資料が多かったが、話すことが多くなっており、事前にメールでお伺いしているが、この場をもつてもう一度確認させていただきたい。今回、6時半から8時ということで1時間半にさせていただいたが、今後、内容がおさまらない場合は、6時半から8時半ということで2時間の研究会を検討させていただきたいが、よろしいか。

福祉政策課から、確認も含め以上である。

○福祉政策課 以上で、第2回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進研究会を閉会する。

○閉会